

# 香川県石油コンビナート等防災計画

香川県石油コンビナート等防災本部

# 目 次

第 1 章 総則		
第 1 節	目的	1
第 2 節	基本方針	1
第 3 節	番の州地区の概況	1
第 4 節	石油コンビナート等特別防災区域の範囲	6
第 5 節	地域防災計画との関係	6
第 6 節	特別防災区域の現況	7
第 7 節	特別防災区域の周辺の概要	24
第 2 章 防災組織		
第 1 節	香川県石油コンビナート等防災本部	26
第 2 節	関係機関等の業務の大綱及び組織の整備等	29
第 3 節	特定事業所における防災体制	34
第 4 節	応援協力体制	39
第 3 章 災害想定		
第 1 節	防災アセスメント調査の実施	41
第 2 節	防災アセスメント調査の結果	51
第 4 章 災害予防計画		
第 1 節	一般災害予防計画	69
第 2 節	自然災害予防計画	71
第 3 節	航空機事故による災害防止	75
第 4 節	防災に関する調査研究計画	76
第 5 節	防災教育訓練計画	76
第 6 節	特定防災施設等及び防災資機材等の整備計画	78
第 7 節	平素からの防災に関する啓発活動	83
第 5 章 災害応急対策計画		
第 1 節	初動体制計画	85
第 2 節	通信通報計画	85
第 3 節	火災防御計画	90
第 4 節	屋外タンク貯蔵所における浮き屋根式屋外タンク 全面火災防御計画	92
第 5 節	石油類等及び有害毒物質等の漏洩流出防御計画	93
第 6 節	爆発等防御計画	95
第 7 節	地震、台風、津波等自然災害及びこれらに起因する 火災、漏洩、流出、爆発の防御計画	95
第 8 節	避難計画	96
第 9 節	緊急車両等の交通確保及び警戒区域設定計画	98
第 10 節	自衛隊派遣要請計画	101
第 11 節	救急医療計画	102
第 12 節	調達、輸送計画	104
第 6 章 災害復旧計画		
第 1 節	災害復旧の基本方針	105
第 2 節	公共施設等の災害復旧	105
第 3 節	コンビナート施設等の災害復旧	105
第 7 章 南海トラフ地震防災対策推進計画		
第 1 節	計画の目的	107
第 2 節	地震防災上整備すべき施設等に関する事項	107
第 3 節	地震防災応急対策	107
第 4 節	津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項	108
第 5 節	防災教育及び訓練に関する事項	108

## 用語の説明

この計画において使用する用語の意義は、次のとおりである。

- 1 危険物：消防法別表の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ、同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。
- 2 石油：消防法別表に掲げる第一石油類、第二石油類、第三石油類及び第四石油類をいう。
- 3 高圧ガス：「高圧ガス保安法第2条に規定する高圧ガス」から「同法第3条第1項各号に掲げる高圧ガス」、「ガス事業法第2条第10項に規定するガス事業及び同条第13項に規定するガス工作物に係る高圧ガス」並びに「石油コンビナート等災害防止法施行令第1条で定める不活性ガス」を除いたものをいう。
- 4 石油等：石油及び高圧ガスをいう。
- 5 石油コンビナート等特別防災区域：

$$\left. \begin{array}{l} \frac{\text{各事業所の石油の貯蔵・取扱量の合計 (k1)}}{10 \text{ 万 k1}} = A \\ \frac{\text{各事業所の高圧ガス処理量の合計 (Nm3/D)}}{2,000 \text{ 万 Nm3/D}} = B \end{array} \right\} \begin{array}{l} A + B \geq 1 \\ A \text{ or } B \geq 1 \end{array}$$

となる区域で指定するものをいう。

- 6 災害：火事、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 7 異常現象：通常の操作では制御不能の状態となった場合をいう。例えば、出火、石油等の漏洩、爆発、装置の破損、暴走反応等である。
- 8 第一種事業所：石油コンビナート等特別防災区域に所在する事業所であって

$$\left. \begin{array}{l} \frac{\text{当該事業所の石油の貯蔵・取扱量 (k1)}}{1 \text{ 万 k1}} = X \\ \frac{\text{当該事業所の高圧ガス処理量 (Nm3/D)}}{200 \text{ 万 Nm3/D}} = Y \end{array} \right\} \begin{array}{l} X + Y \geq 1 \\ X \text{ or } Y \geq 1 \end{array}$$

となるものをいう。

- 9 第二種事業所：特別防災区域内の第一種事業所以外の事業所であって、政令で定める基準に従い、相当量の石油等その他政令で定める物質を扱うことにより当該事業所における災害及び第一種事業所における災害が相互に重要な影響を及ぼすと認められるものとして知事が指定するものをいう。
- 10 特定事業所：第一種事業所及び第二種事業所をいう。
- 11 第一種事業者：第一種事業所を設置している者をいう。
- 12 第二種事業者：第二種事業所を設置している者をいう。
- 13 特定事業者：第一種事業者及び第二種事業者をいう。
- 14 大容量泡放射システム：

石油コンビナート等災害防止法施行令第13条に定められている大容量泡放水砲等、同法第14条に定められている泡消火薬剤及び、その他大容量泡放水砲用資機材等を総称していう。